

東京都は下記の対策を発表しました。

平成12年9月1日  
午後 9時 50分  
東京都災害対策本部

東京都災害対策本部の対応等について(第44報)  
島民避難時における犬・猫への対応について

都では、飼育している犬・猫を連れて島外へ避難する方に対して、次のような支援を行うこととしましたので、お知らせします。

1 収容ケージの貸出

犬や猫をつれて船で避難する際に必要な収容ケージを貸し出す。

2 避難中の都による飼育管理

避難先の事情により犬や猫を飼育することができない場合、都の動物保護相談センターにおいて飼育管理を行う。

3 職員の派遣

都における飼育管理の受付等のため、獣医師の派遣を行う。  
衛生局獣医衛生課職員2名・動物保護相談センター2名

4 住民への広報

下記により村内放送等で周知を図る。

記

犬・猫の飼い主の方へ

1 飼い犬・飼い猫は、飼い主が責任をもって管理し避難をして下さい。

2 犬・猫を連れて避難する際の収容ケージの貸出しを行います。なお、避難先の事情により犬・猫が飼えない場合は、希望により、東京都において一時的に無料で飼育管理を行います。

3 収容ケージにより、輸送する際の動物の船賃は各自負担となります。

4 東京都で行う飼育管理の受付等については、窓口を設けて、ケージの貸出しとともに相談を行います。

5 受付は10時から13時30分まで、三宅村役場で行います。

関連情報ホームページは [http://nyanko.circle.ne.jp/usu\\_1.html](http://nyanko.circle.ne.jp/usu_1.html)

このファックスニュースが不要の際や不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までご連絡いただくと幸いです。  
不要の際の返信先Fax. 03-3350-6440AWN連絡会係

ファックス不要チェックBOX

貴団体名